

第十期  
愛川町分別収集計画

令和4年 月

愛川町

## ○目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動は、限りある資源の大量消費と大量廃棄型の社会を形成し、結果として、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など深刻な環境問題を招くこととなった。これらの問題に取り組むため、私たちは、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成のため、3Rなどの資源生産性を高める取り組みを一層強化していくことが求められている。

近年、世界的な資源制約の顕著化に伴い、さらなる廃棄物等の発生抑制や再使用の必要性が高まる中、マイクロプラスチック等による海洋汚染が危惧され、プラスチックごみの削減が重要視されたことから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されるなど、廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化している。

本町では、平成24年10月から分別収集を再分別化し、「プラスチック製容器包装」等を収集の品目に加えた。また、令和2年3月には「愛川町一般廃棄物処理基本計画」を改定し、適正処理にかかる取り組みを推進している。ごみの排出量は、現行基本計画改定に伴う基準年度とした平成29年度の13,199tに対し、令和2年度は13,168tと横ばいの状況で推移している。なお、1人1日当たりのごみ排出量については、令和12年度の目標値870.0g/人・日以下に対し、令和2年度の実績は904.3g/人・日と更なる減量化施策を推進していく必要がある。

本計画は、このような社会情勢の変化とこれに対応した循環型社会の構築のため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図り、ごみ排出量の減量化等に努める目的で町民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な方策を明らかにすることで、すべての関係者の協働によって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することで、ごみの減量化や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたって基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの発生抑制、資源のリサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 町民・事業者・行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ缶・スチール缶、ガラスビン（無色、茶色、その他）、紙パック、ダンボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,589 t	1,580 t	1,570 t	1,560 t	1,550 t

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

##### ○町民

- ・ 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制
- ・ 分別の徹底
- ・ リサイクル活動の推進

##### ○事業者

- ・ 発生源における発生抑制
- ・ 過剰包装の自粛
- ・ 流通包装廃棄物の抑制
- ・ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

##### ○行政

- ・ ごみの発生抑制及び適正排出の普及啓発
- ・ 環境教育、普及活動の充実
- ・ 集団回収の促進
- ・ 紙類再資源化事業の推進
- ・ 包装廃棄物等の排出抑制
- ・ リユース容器の利用促進
- ・ 環境物品等の使用推進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶 (資源 B)
主としてガラス製品の容器 (無色・茶色・その他の色)	ビン (資源 A)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック (資源 A)
主として段ボール製の容器	段ボール (資源 A)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル (資源 B)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 (資源 C)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法  
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位(t/年)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	41		41		41		41		40	
主としてアルミ製の容器	59		59		59		58		58	
無色のガラス製容器	(合計) 82		(合計) 81		(合計) 81		(合計) 80		(合計) 80	
	(引渡量) 82	(独自処理量)	(引渡量) 81	(独自処理量)	(引渡量) 81	(独自処理量)	(引渡量) 80	(独自処理量)	(引渡量) 80	(独自処理量)
茶色のガラス製容器	(合計) 71		(合計) 70		(合計) 70		(合計) 70		(合計) 69	
	(引渡量) 71	(独自処理量)	(引渡量) 70	(独自処理量)	(引渡量) 70	(独自処理量)	(引渡量) 70	(独自処理量)	(引渡量) 69	(独自処理量)
その他のガラス製容器	(合計) 33		(合計) 33		(合計) 33		(合計) 33		(合計) 33	
	(引渡量) 33	(独自処理量)	(引渡量) 33	(独自処理量)	(引渡量) 33	(独自処理量)	(引渡量) 33	(独自処理量)	(引渡量) 33	(独自処理量)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	11		11		11		10		10	
主として段ボール製の容器	234		232		231		230		228	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 175		(合計) 174		(合計) 173		(合計) 172		(合計) 171	
	(引渡量)	(独自処理量) 175	(引渡量)	(独自処理量) 174	(引渡量)	(独自処理量) 173	(引渡量)	(独自処理量) 172	(引渡量)	(独自処理量) 171
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 393		(合計) 391		(合計) 389		(合計) 386		(合計) 384	
	(引渡量) 393	(独自処理量)	(引渡量) 391	(独自処理量)	(引渡量) 389	(独自処理量)	(引渡量) 386	(独自処理量)	(引渡量) 384	(独自処理量)
(うち白色トシ <sup>1)</sup> )	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては次のように算定した。

### 【算定方法】

直近年度（令和2年度）の分別基準適合物の収集実績 × 増減傾向 × 人口変動率

また、増減傾向と人口変動率は「愛川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」より、人口変動のシミュレーションを参考にした。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
39,079 人 (対前年比)	38,852 人 (対前年比)	38,626 人 (対前年比)	38,374 人 (対前年比)	38,124 人 (対前年比)
99.42 %	99.42 %	99.42 %	99.35 %	99.35 %

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本町では、平成24年10月から収集品目の細分別化を行い、プラスチック製容器包装等の資源物を加えることで、ごみの減量化・資源化に努めているところである。

本計画についても現行の収集体制を活用し、分別収集を行う。なお、次の表における「金属」、「ガラス」、「紙類」については引き続き、集団回収も行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別保管等段階
金属	スチール製容器	缶	町または委託業者による定期収集	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	町または委託業者による定期収集	町
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町または委託業者による定期収集	町
	段ボール	紙類(段ボール)	委託業者による定期収集	委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町または委託業者による定期収集	町
	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		委託業者

すべての品目で住民による直接搬入も可能とする。



## 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現在、分別収集を行っている、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、ペットボトルは町有施設である愛川町美化プラントで選別等の処理を行い、資源化を行う。また、段ボール及びプラスチック製容器包装は委託業者にて中間処理を行い、それぞれ資源化を図る。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋	ダンプ車	町有施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン	袋		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ヒモ等で束ねる		
段ボール	紙類	ヒモ等で束ねる	トラック車	委託業者
ペットボトル	ペットボトル	袋	ダンプ車	町有施設
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装	袋	パッカー車	委託業者

## 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画の推進に向け、次の取り組みを実施することで、容器包装廃棄物のリサイクルに努める。

### (1) 広報・啓発活動の推進

ごみの排出にかかる基本的事項を示した「ごみと資源新分別の手引き家庭用ガイドブック」、「ごみ・資源物収集カレンダー」を作成・配布するとともに、町ホームページに掲載し、適正なごみの出し方・分け方を周知するほか、広報紙や回覧等で定期的にごみに関する特集記事を掲載するなど、ごみの発生抑制やリサイクルのための広報や啓発活動を行う。

### (2) 美化プラント見学会の実施

本町のごみ処理の現状を知ってもらう機会を設け、ごみの分別や発生抑制・リサイクルの重要性についての理解を深めることを目的に、美化プラントの施設見学会を実施する。

### (3) ごみ減量化キャンペーン

町内のイベント等において、レジ袋削減のため、マイバッグの持参を啓発するなど、買い物客等に啓発物品・チラシを配布するほか、生ごみの水切りの普及啓発等、ごみの発生抑制・リサイクル等について広く呼びかける「ごみ減量化キャンペーン」を実施する。

### (4) 集団回収事業

ごみの減量化及び資源の有効活用、さらには地域内での交流機会の場の創出にも繋がる、集団回収の促進に取り組む。

(5) 紙類再資源化事業

段ボール等の紙類については、ステーション回収のほかに、各行政区の公園などに設置してある「紙類再資源化収納庫」で回収し、さらなるリサイクルを図る。

(6) あいかわ出前講座

町職員が出向き、本町のごみ処理の状況等を説明し、ごみの発生抑制やリサイクルの意識高揚を図る住民向けの講座を実施する。

(7) その他

新聞・雑誌・段ボールに該当しない、紙製容器包装を含んだ、いわゆる雑がみについて、「雑古紙」として引き続き分別収集を行なう。